

令和6年度

第2回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第2回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月10日（金）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名

4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第5号	令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について	2件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	3件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	20件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	2件

#### 6. 農業委員会事務局職員

局 長	藤城 久保
次 長	秀谷 康久
副主幹	沼田 武
主任書記	五木田 将也

## 7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和6年度第2回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の沼田副主幹、五木田主任書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございま</p>

	<p>す。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局 長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案書の1～4ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年4月18日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は1,011平方メートルの内593.75平方メートル外1筆で合計面積は3,506平方メートルの内、1,900平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の効率化を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和6年4月18日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は2,796平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の効率化を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>なお、(1)と(2)は関連しており、相互に使用貸借することで農業経営の効率化を図ることとしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p>

	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席4番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席4番の委員。
議席4番の委員	<p>現地調査は、令和6年4月25日に農地調査班第2班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1)の譲受人は、主に梨を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は梨畑となっており、取得後は、梨を作付けすることです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の譲受人は、主に梨を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は梨畑となっており、取得後は、梨を作付けすることです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p>
議 長	<p>報告は以上です。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、農業経営の効率化を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の譲受人は、農業経営の効率化を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案書の5・6ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和6年4月18日でございます。</p> <p>申請地は東国分で、地目は田、面積は277平方メートル外1筆で、合計面積533平方メートル。さらに、議案第3号(1)と関連する事業で、合計3筆、総事業面積843平方メートルとなります。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、寄宿舍(障がい者用グループホーム)を建築するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p>

議席4番の委員	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 長	はい、議長。
議席4番の委員	<p>はい、議長。</p> <p>はい、議席4番の委員。</p> <p>現地調査は、令和6年4月25日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、県立市川昂高校の東側、おおむね10メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>周辺に農地はなく、新設のコンクリートブロックにて土砂流出防止を行います。雨水については宅地内に一時貯留し、汚水・雑排水は浄化槽にて処理し、道路側溝へ排水します。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>市内では障がい者グループホームの数が不足しているとのことで、住宅が密集しておらず、周辺の影響が少ない本申請地が適地として、申請されたも</p>

	<p>のです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を借入金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年6月6日に着工し、完了は、令和7年2月7日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>本来であれば質疑に入るところですが、議案第2号と次の議案第3号の(1)は関連している議案となりますので、質疑及び採決は、後ほど併せて行います。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、6件でございます。議案書の7～16ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年4月18日でございます。</p> <p>申請地は東国分で、地目は田、面積は310平方メートルで、議案第2号</p>

と関連する事業です。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

寄宿舍（障がい者用グループホーム）の建築を目的に、所有権の移転をするものでございます。

続きまして、

（２）の申請受付日は、令和６年４月１８日でございます。

申請地は大町で、地目は畑、面積は２，１８４平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域ですが、農用地ではありません。

申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして、

（３）の申請受付日は、令和６年４月１８日でございます。

申請地は堀之内で、地目は畑、面積は２，４８９平方メートルの内、３６０．４７平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、駐車場を目的に賃借権の設定をするものでございます。

続きまして、

（４）、（５）は関連しておりますので一括してご説明します。

申請受付日は、令和６年４月１９日でございます。

申請地は大町で、地目は畑、面積は４９５平方メートル外１筆で、合計面積は７６８平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域ですが、農用地ではありません。

申請理由につきましては、資材置場及び通路を目的に、所有権移転、使用貸借権の設定をするものでございます。

	<p>続きまして、</p> <p>(6)の申請受付日は、令和6年4月22日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は994平方メートル外1筆で、合計面積1,526平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、自動車保管場所を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席3番の委員。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>現地調査は、令和6年4月25日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)につきましては、議案第2号と同じご報告内容となりますので、割愛させていただきます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請地は、JR市川大野駅の北側、概ね900メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、集団的に存在している農地で10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地では原則として転用は許可されませんが、「公共性が高いと認められる事業で、土地収用法により収用できる事業」は例外的に転用が認められており、今回の計画は社会福祉施設の一部であるので、これに該当いたし</p>

ます。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し土砂流出を防止します。

雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(3)の申請地は、北総線北国分駅の南東側、概ね450メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。

農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留めを設置し土砂流出を防止します。

雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(4)、(5)は関連しておりますので一括してご説明します。

申請地は、北総線松飛台駅の南側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にあることから第2種農地と判断します。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、土留めパネルを新設し土砂の流出を防止します。

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により資材置場部分は所有権の移転、通路部分は使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(6)の申請地は、柏井公民館の南西側、おおむね300メートルに位置し、現況は自動車置場になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周囲に塀を設置し土砂流出を防止します。</p> <p>雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。</p> <p>なお、すでに自動車置場として使用しており農地への復元も検討しましたが、転用後も同様の利用をすることから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。</p>
----------------------	--

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>はい、事務局。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1) につきましては、議案第2号と同じご説明内容となりますので、割愛させていただきます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2) の譲受人は、新潟県上越市に主たる事務所を置く社会福祉法人です。隣接する特別養護老人ホームの駐車場が手狭となっており、来客用、従業員用の駐車場を確保したいことから申請に至ったとのことことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可あり次第に着工し、完了は着工後2か月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3) の譲受人は、浦安市在住の個人です。</p> <p>申請地に近い堀之内で診療所を営んでおり、駐車場が手狭で、周辺道路への路上駐車などが起きている状況から、駐車場の拡張のため申請に至ったとのことことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p>
-------------------------	---

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年6月15日に着工し、完了は令和6年6月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

続きまして、

(4)、(5)は関連しておりますので一括してご説明いたします。

譲受人は、東京都江戸川区に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

譲渡人から遠方に住んでおり土地の管理をすることができないため買い取ってほしい旨の打診があり、今後供給される住宅向けにガーデニング商品を植樹する場所として最適と判断したため、申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年7月29日に着工し、完了は令和6年9月29日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

続きまして、

	<p>(6)の譲受人は、市内に本店を置き、主に中古車輸出販売を営む法人です。</p> <p>隣地を譲受人が事務所として利用しており、中古車整備の部品として、車両を置く必要があります、置き場がすでに手狭であったことから、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、始末書の件以外には違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年6月末に着工し、完了は、令和6年7月末となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>先ほどの議案第2号及び議案第3号につきまして、併せてご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相</p>

各 委 員	<p>当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号及び議案第3号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(4)及び(5)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p>

各 委 員	許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号（4）及び（5）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（6）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号（6）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
事 務 局 長	<p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	はい、議長。
事 務 局 長	<p>はい、事務局長。</p> <p>議案第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」説明いたします。</p> <p>議案書の17～19ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和6年4月4日付けで申請者から「相続税の納税猶予に関する適格者</p>

<p>議長</p>	<p>証明書」の交付申請がありました。</p> <p>対象となる特例農地は、曾谷3丁目の農地2筆それぞれ一部、曾谷4丁目の農地5筆で、合計面積は7,883.89平方メートルです。</p> <p>登記上の地目は「宅地」「山林」及び「畑」で、現況は「樹園地（梨畑）」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始日は令和6年1月16日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席8番の委員。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年4月24日に調査班第4班2名と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人、妻、申請者で相続人である長男及び長男の妻の計4名で従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続したうえで農業経営を引き継ぐとのことでした。</p> <p>特例農地の状況ですが、曾谷緑地の近くに位置した畑5筆で、合計面積は7,883.89平方メートルです。</p> <p>耕作状況等について申請者から説明してもらい、梨を栽培していること、相続前後において適正に肥培管理されていることを確認しました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。  それでは、これより質疑に入ります。  ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。  お諮りいたします。  議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第4号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、2件ございます。  事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第5号  「令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。  議案書の21～23ページをお願いいたします。  本件は、市川市長より令和6年4月23日付けで「令和6年度第2次農用地利用集積計画(案)」が2件、提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規</p>

<p>議 長</p>	<p>定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席7番の委員。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>議案第5号</p> <p>「令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年4月24日に調査班第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回、農用地利用集積計画案が2件ございます。</p> <p>初めに1番について、借り手は大野町在住で兼業農家の方です。</p> <p>大野町在住の貸し手が所有する農地を新たに賃貸借するものです。</p> <p>申請地は大野町で「千葉地方法務局市川支局」の北西側に位置した田2筆、現況は「休耕地」でございます。</p> <p>面積は727平方メートルで、設定期間は3年間です。</p> <p>現況ですが、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和6年度第2次農用地利用集積計画案については妥当と考えられますので、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手は大野町在住の梨や苺を栽培する農家の方です。</p> <p>南大野在住の貸し手が所有する農地を再度、使用貸借するものです。</p>

	<p>申請地は大町で市川市動植物園から500メートルほど西側に離れた畑1筆の一部、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>面積は4,433平方メートルの一部、1,980平方メートルで、設定期間は1年間です。</p> <p>現況ですが、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和6年度第2次農用地利用集積計画案については妥当と考えられますので、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、1番及び2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出に</p>

	<p>ついて」(事務局長専決分)、3件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号 「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。 議案書の25ページをお願いいたします。 1番及び2番は、令和5年7月26日付けで相続が発生し、相続人からは、令和6年4月2日に権利取得の届出がありました。 3番は、令和5年7月13日付けで相続が発生し、相続人からは、令和6年4月12日に権利取得の届出がありました。 なお、3件とも農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。 報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。  次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、20件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号 「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p>

	<p>議案書の27ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和6年4月1日から4月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、10件、13筆、5,427.80平方メートル、第5条の届出は、10件、15筆、2,270.62平方メートルで、第4条と第5条の合計は、20件、28筆、転用面積は、7,698.42平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては28ページから31ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記にかかる回答について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、2件、報告いたします。</p> <p>議案書の33～34ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和6年3月27日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は行徳駅前、面積は480平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る申請状況は、平成30年6月7日に農地法第4条に基づいて「保育所」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年4月10日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説</p>

	<p>明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「保育所」と記載した上で回答しました。</p> <p>続きまして、(2)については、令和6年4月16日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は東大和田、面積は122平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年4月25日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p>
議長	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p>

議 長	<p>議案書の35ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和6年3月25日から4月2日に申請のあった2件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和6年度第2回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
-----	---